

令和元年度甲種防火管理（新規）講習を開催しました！

令和元年9月19, 20日の2日間にわたり、鹿行広域事務組合消防本部会議室において甲種防火管理（新規）講習を開催しました。

各事業所の受講者等が、防火管理者として防火管理上必要な火災予防に関する知識、火災発生時の対応等の技術を習得されました。講習終了後、受講者70名に修了証が交付されました。

講習会の様子



防火管理者とは・・・

多数の人が利用する建物などの「火災による被害」を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務（防火管理業務）を計画的に行う責任者をいいます。

消防法第8条第1項に基づき、一定規模の防火対象物（建築物等）の管理権原者は、有資格者の中から防火管理者を選任して、防火管理業務を行わせなければならないとされています。火災の防止及び万一の火災発生の際の被害最小限化を任された責任者が「防火管理者」です！

※全ての事業所に必要というわけではありません。防火管理者の選任が必要な防火対象物について不明な点がございましたら、消防署へお問い合わせ下さい。

最近では、消防の立入検査時に防火管理者の選任が義務付けられているにもかかわらず、選任されていないという指摘事項が多くみられます。今一度みなさまの事業所でも選任状況をご確認ください！



当消防本部では、本講習会を毎年度実施しているので、防火管理者を既に選任されている事業所等におかれましても、このような機会を利用して、多くの方々に資格を取得してもらい、防火管理体制に万全を期していただきたいと思います。

